

---

令和7年 第3回 築上町議会定例会議録（第2日）

令和7年9月5日（金曜日）

---

**議事日程（第2号）**

令和7年9月5日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第86号 令和7年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第2 議案第87号 令和7年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第88号 令和7年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第89号 令和7年度築上町葛城財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第90号 令和7年度築上町上城井財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第91号 令和7年度築上町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 認定第1号 令和6年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 令和6年度築上町靈園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 令和6年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 令和6年度築上町西角田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 令和6年度築上町葛城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第10号 令和6年度築上町上城井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第11号 令和6年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第12号 令和6年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第92号 築上町議會議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第93号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

## 条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第21 議案第94号 築上町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第95号 築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第96号 築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第97号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第98号 築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第99号 築上町椎田人権センター及び築城人権センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第100号 築上町保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第101号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第102号 築上町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第103号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第104号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第105号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第106号 築上町椎田学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第107号 築上町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第108号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第109号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第110号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第111号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第112号 船迫窓跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第113号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第114号 築上町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議案第115号 町道路線の廃止について

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第86号 令和7年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第2 議案第87号 令和7年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第3 議案第88号 令和7年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第89号 令和7年度築上町葛城財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第90号 令和7年度築上町上城井財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第91号 令和7年度築上町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 認定第1号 令和6年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 令和6年度築上町靈園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 令和6年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 令和6年度築上町西角田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 令和6年度築上町葛城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第10号 令和6年度築上町上城井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第11号 令和6年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第12号 令和6年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第92号 築上町議會議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第93号 築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第94号 築上町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第95号 築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第96号 築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第97号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第98号 築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第99号 築上町椎田人権センター及び築城人権センター条例の一部を改正する

## 条例の制定について

- 日程第27 議案第100号 築上町保健センタ一条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第101号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第102号 築上町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第103号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第104号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第105号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第106号 築上町椎田学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第107号 築上町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第108号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第109号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第110号 築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第111号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第112号 船迫窓跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第113号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第114号 築上町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議案第115号 町道路線の廃止について

---

### 出席議員 (14名)

1番 江本 守君	2番 今富 義昭君
3番 田村 紘貴君	4番 宗 裕君
5番 丸山 年弘君	6番 鞘野 希昭君
7番 田原 宗憲君	8番 工藤 久司君
9番 塩田 文男君	10番 吉元 健人君
11番 池亀 豊君	12番 信田 博見君
13番 池永 巍君	14番 武道 修司君

---

### 欠席議員 (なし)

## 欠 員 (なし)

### 事務局出席職員職氏名

局長 桑野 智君 係長瀬戸 美里君  
書記 小野 聖佳君

### 説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	久保ひろみ君	会計管理者兼 会計課長	石井 紫君
総務課長	鍛治 孝広君	企画財政課長	椎野 満博君
まちづくり振興課長	首藤 裕幸君	人権課長	横内 秀樹君
税務課長	田村 貴志君	子育て・健康支援課長	山田 里美君
保険福祉課長	吉川 千保君	産業課長	北代 幸介君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	尾座本三雄君
上下水道課長	福田 記久君	住民生活課長	西田 哲幸君
学校教育課長	則松 裕司君	生涯学習課長	種子 祐彦君
教育施設整備室長	樽本 知也君	農業委員会事務局長	山本健太郎君
監査委員事務局長	古市 諭恵君		

午前10時00分開議

○議長（塩田 文男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、町長から議案資料の訂正の申入れがありましたので、これを許可します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案資料でちょっと不備がございましたんで、訂正の申入れを。正誤表をお手元に配っておりますけれども、訂正の内容は、一般会計の歳入歳出決算の認定についての85ページの2款1項19目のところに、物価高騰対策充填支援地方創生臨時交付金という題がございますが、この題の中で「じゅうてん」というのがガスを「充填」するが「重い点」という形、ちょっと変換間違えがございましたんで、ちょっとこの分を訂正ということで、正誤表をお手元にお配りしておりますんで、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、会議規則第4条第3項により、9月2日の議会開会時にお知らせをしたとおり、議席を本日から変更いたしました。ここに指定いたします。

それでは、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

---

### **日程第1. 議案第86号**

○議長（塩田 文男君）　日程第1、議案第86号令和7年度築上町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。田村議員。

○議員（3番 田村 紘貴君）　1点だけ質問させていただきます。

25ページの物価高騰対策農業者支援金とありますが、この内容はすばらしいと思うんですけど、関連資料を見ると、恐らく営農組織や認定農業者等にと書いてあるんですけど、例えば私が知る限り、個人でしっかりと頑張っている農家さんもたくさんいるんですけど、そういった方はこれ対象にならないのか、その点を1点お聞きいたします。

また、分かれば構いませんが、この対象になるならないは誰が決めているのか、その点も分かればお願いします。

○議長（塩田 文男君）　北代産業課長。

○産業課長（北代 幸介君）　産業課の北代です。ただいま田村議員から質問のあった件でございますが、物価高騰対策の農業者支援事業でございます。対象者が認定農業者が73名、認定新規就農者が4名、集落営農組織は23組織で合計が100件ということで、1件当たり5万円としております。

今回、物価高騰の影響の大きかったであろう大規模農家に対しての支援でございますので、小規模の方にはちょっと今回は対象とはしていません。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君）　誰が決めているのかという。

○産業課長（北代 幸介君）　誰が決めているかということでございますが、その認定農業者とかに支援するということでございますかね、は一応産業課のほうで話をしまして、物価高騰の影響の大きい組織とか認定農業者ですね、大規模な方ということで支援を決定しております。

以上です。

○議長（塩田 文男君）　田村議員。

○議員（3番 田村 紘貴君）　しっかりと理解できたんですけど、大規模だからとかでは関係なく、本当に個人の方でも大規模と変わらないぐらいの一生懸命頑張っている方いますので、少しでもそういった方に届けられるように、しっかりと協議を進めていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかに。宗議員。

○議員（4番 宗 裕君） 私は補助金に関して質問させていただきます。

議案資料の14、15ページ、総務費、総務管理費、企画費の地域活性化事業の中に村おこし地域団体活動補助金ということで200万円、同じく30ページ、31ページ、こちらは商工費です。商工費のちょっと項は分かれておりますが、商工祭行事補助金で、これは120万円、あと町の観光協会への補助金で40万円が補正予算として計上されております。これ補正ですから、それぞれの団体は当初予算で前年度並みの補助金は既に予算計上されて、もう9月ですから、年度初めに補助金申請をして、本年度の事業計画年間計画では、補助金の確定通知も行っているはずなんですね。

ですから、これら3つの補正の補助金、つまり補助金の増額は、年間当初の計画から何らかの事情で事業計画の変更があって、それに伴っての補助金だと思いますんで、それぞれのまづ内容を教えてください。すみません。必要性と内容を教えてください。

○議長（塩田 文男君） 首藤まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（首藤 裕幸君） まちづくり振興課の首藤でございます。ただいまの宗議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、15ページの村おこし地域団体活動補助金でございます。こちらについては、内容が、上城井ふれあい協議会が、コロナ禍前まで実施していた流鏑馬事業について復活させたいとの要望がございました。以前から、上城井ふれあい協議会の内部では早く復活させたいという要望があったようですが、当初予算のときには間に合わなかつたらしくて、その後話がまとまって今回要望が上がったため、変更申請という形での対応で補正計上しているものでございます。

続きまして、31ページの観光協会補助金でございます。これについては、昨年も行いましたメタセのライトアップ事業を宿泊税を充当している関係で、当初予算では例年上げておりませんで、今年もこの時点での補正計上となっております。今年度、今、観光協会から要望が上がって一応補正計上はしておりますが、場所についてはメタセのほうが今回遊具工事等が入っておりますので、メタセで行うのか別の場所かというところを今検討させるようにはしてはいますが、一応メタセで行うということでの要望がありまして計上しているものでございます。

以上です。（発言する者あり）

観光総務費の町観光協会補助金はまちづくりのほうでございますので、商工祭のほうは産業課になると思いますので、引き続き回答があると思います。

○議員（4番 宗 裕君） 商工費は全部産業課の所管じゃないのか。

○議長（塩田 文男君） 2人で話さんように。

○議員（4番 宗 裕君） すみません。

○議長（塩田 文男君） 北代産業課長。

○産業課長（北代 幸介君） 産業課の北代です。7款の1項2目の商工総務費の商工祭の行事補助金でございます。これにつきましては、毎年1・2月に商工祭を築上町商工会が商工祭を実施しております。それに対する補助金でございます。

内容につきましては、商工祭の歳末の謝恩の大売出し、それとあと商工祭で広告の宣伝活動を行っております。例えば、電飾のイルミネーション、これはふるさと公園ですね、築上町大字築城のふるさと公園にイルミネーションをしております。それと、あと広告のチラシの配布とか、のぼり旗の設置というのもこの事業の中で入っております。

もう1個、特產品の宣伝ということで、商工祭の歳末の謝恩の大売出しのときにガラポンの抽せん会を行いますので、その景品としてこの特產品を宣伝しております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（4番 宗 裕君） 回答ありがとうございます。補助金ということなので、今後の補助金の在り方について関連して質問させていただきます。

今、本議会では、住民負担増になる手数料や使用料の増額のための議案が多数上がっておりますが、これは中期財政計画あるいはもう一つ何だったっけ、ちょっと計画忘れましたけど、要は築上町はお金がないんで、財政再建のために住民負担を増やすという方針が決まって、まずは、ごみ袋代とか使用料、手数料を増やすことが議案上がってきましたから、町の方針として正式に決定したんだと思いますけど、同じく、今後の財政の見直しの計画の中では補助金も見直していく、原則ちょっとうろ覚えなんんですけど、数年後には3割程度の削減を目指して補助金も削減していくという方針が上がっていたと思うんですよ。

それで今回、増額が上がっているんであえて聞くんですけど、補助金を削減していく、今後数年間にわたって削減していく方針が決まっている中で、あえて増額してるということは、これはもう非常に重要な補助金だから増額するという意図なんでしょうけど、例えばです、流鏑馬の補助金200万円、私、妥当な金額でいい行事だと思っているんですけど、これ今後継続していく事業ですよね。

ですから、例えば次回開催のときに、地元から要望が上がっていけば補助金削減の方針の中で、今後も役場がこういうふうに毎年200万円、これ隔年でしたけど、200万円補助していくつもりで今回上げているのかどうか、その辺を教えてください。

○議長（塩田 文男君） 首藤まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（首藤 裕幸君） まちづくり振興課の首藤でございます。今回、上城井ふれあい協議会から要望がございましたときに、先ほど宗議員がおっしゃられた町の方針等もござ

いますので、一応団体のほうとは今後、コロナ禍前2年に一度隔年で行っていた行事であるので、地元としてはぜひしたいということであるので、できれば今後は他のお祭り等のように賛助費とか地元の賛助費とかも確保して、自主財源の確保に努めるようにお願いはしております。

それで、今年度については、例年と同じような補助金ということで一応補正を上げるということで話をしております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（4番 宗 裕君） そうすると、町の補助金を削減していく方針に基づいて、今年度までは満額支給するが、次回以降は当然減額も考えているということで間違いないですか。

○議長（塩田 文男君） 首藤まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（首藤 裕幸君） 当課としては、その方向で今進めておるところでござります。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） ページが5ページの第2表の繰越明許費についてです。繰越明許にした理由ですね。衛生費の清掃費、資源リサイクル施設費1,650万円、理由とその内容をお聞きしたいと思います。

それともう1点、先ほど田村議員からもあった物価高騰に関する省エネ家電の買換えの促進補助金、この品目と大体件数をどれくらいを想定しての300万円なのかの説明をお願いします。

○議長（塩田 文男君） 西田住民生活課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 住民生活課、西田でございます。まず最初に、繰越明許費の関係ですが、衛生費、清掃費の資源リサイクル施設費の1,650万円の内容についてでございますが、今後、ペットボトルを分別して回収する予定にしております。このペットボトルを圧縮する設備になります。今、この発注の事務にちょっと不測の期間かかっておりまして、その後、工期がおよそ約10か月から15か月ぐらいかかる見込みでありますんで、ちょっと延伸をさせていただいております。

次に、物価高騰に関する関係ですかね。——ちょっとお待ちください。23ページですね、省エネ家電買換え促進補助金ということで300万円計上させていただいております。これにつきましては、内容につきましてはエアコンとエコキュートをそれぞれ補助金、2つ、品目はですね、それと概算の台数ですが、エアコン30台、エコキュート15台ぐらいを見込んでおります。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 資源リサイクルのペットボトルの圧縮機の工期が機械が少し時間がかかるということで繰越明許という説明なんですが、以前、資源の分別の質問をしたときに、ペットボトルがないとRDFの固形化燃料の質が落ちるということで、たしかペットボトルは分別できないという回答をいただいたと思うんですよね。

それが今の課長の説明ですと、ペットボトルも分けても大丈夫ということになったんですが、それいつからの話で、何で今に至ったのか。それでしたらもっと早くするべきだったんじゃないかなということがあるんですけど、固形化燃料に対する影響というのはペットボトルを除いてもないんでしょうか。

○議長（塩田 文男君） 西田住民生活課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 住民生活課、西田でございます。時期につきましては、ペットボトルのそれを入れないといけないという時期が私もちょっと定かでないんですけど、最近、二、三年、現状ですね、今現実4,000キロカロリーというのがペットボトルというか固形燃料をする基準がありまして、それをクリアしているということありますので、時期はいつからかというのはちょっと定かでありませんけど。

あと、すみませんもう1点。いいですかね。ちょっとすみません。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ペットボトルじゃなくて生ごみ、これを入れたら水分がなくなつて固形燃料化にするのにちょっとひっつかないという状況がある。水分を混ぜないと固形燃料になり得ないという状況があるので、ペットボトルが分別しても影響はない、そういう答弁した覚えはございまして、水分が、生ごみが分別をという話がずっと前からあっておりましたけど、この分については分別が今のところできないという状況を説明したことは記憶に、もう退職した職員はたしかこれは説明したと思う。随分前の話でございますけど、そういう説明をしたことを探しては、いつの時代か覚えてないけど、かすかな記憶でありますんで、ペットボトルは別に問題ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） ペットボトルを分別するとなると、それ用のやはりまたごみ袋というのが必要になるのか、その辺りのペットボトルを集め、回収する、その辺りの工程というか、そういうものはどういうふうに考えているのか。これはもう最後の質問ですので。

今後、町長、やはり資源ごみ、いつも言っているんですけども、しっかりと分別することで町の財政にもなるわけですから、これを機会にまた考えていただきたいと思いますが、その2点、

よろしくお願ひします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ペットボトルの分別収集について、当初はやっぱり専用の袋をつくって住民の方に買ってもらおうかという案がございましたが、検討の結果、白い透明の袋に入れて、もう自分で白い透明の袋は用意していただくと、そこでキャップと一緒にペットボトルの本体を外して、本体、キャップはまた別の分別という形、小さい透明の袋でいいわけでございまして、そういう分け方でしたほうが住民負担の、透明の袋だったら非常に安価で手に入るんであろうと。もう町が準備しないでも住民の皆さんで透明の袋の中に入れて出してもらえばいいかなと、そういう形で一応協議をして、そういう方向でペットボトルの収集はしていこうと、このように考えた次第でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 町長、透明の袋分かるけど、白い透明の袋ってないよ。それは難しいです、探すの。

○町長（新川 久三君） 白いというか、中が見える袋ということで、透明の袋が基本になります。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。工藤議員、よろしいですか。工藤議員、どうぞ。

○議員（8番 工藤 久司君） これを機会に資源ごみというのをもう一度見直して、分別に少しずつかじを取るべきではないかということの方針についてはどう考えているのかということです。それと、これは最後の質問なんですけど、何て言うんですか、住民に負担をなるべく少なくするとなると、逆に住民に負担を強いることというのは逆であるわけですね。サービスをよくすればするほど、住民の負担というのもかかるてくるという、相反したというところがあると思うんですよね。

ですから、あまり住民に負担とかやなくて、住民に負担というか、住民に分別の意識をさせることで、住民に何らかのインセンティブみたいなのがあるような仕組みというのも、よその地域は——みやこ町は確かしているんじゃないかなと思うんですよ。そういうところも少し調査して、分別に対しての考え方というのも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 検討したいんですけど、私の命もあと6か月という形になっているので、次の方に譲られてまいればいいかなと思っています。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第86号は、厚生文教、総務産業建設それぞれの常任委員会に付託いたします。

---

#### **日程第2. 議案第87号**

○議長（塩田 文男君）　日程第2、議案第87号令和7年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　質疑終わります。

ただいま議題となっています議案第87号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

---

#### **日程第3. 議案第88号**

○議長（塩田 文男君）　日程第3、議案第88号令和7年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑終わります。

ただいま議題となっています議案第88号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第4. 議案第89号**

○議長（塩田 文男君）　日程第4、議案第89号令和7年度築上町葛城財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑終わります。

ただいま議題となっています議案第89号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第5. 議案第90号**

○議長（塩田 文男君）　日程第5、議案第90号令和7年度築上町上城井財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑終わります。

ただいま議題になっています議案第90号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第6. 議案第91号

○議長（塩田 文男君） 日程第6、議案第91号令和7年度築上町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑終わります。

ただいま議題になっています議案第91号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### 日程第7. 認定第1号

○議長（塩田 文男君） 日程第7、認定第1号令和6年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 認定第1号令和6年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてについて、質問をさせていただきます。

今回の決算においては、経常収支比率が改善されている、実質公債比率、将来負担比率も改善しているというような状況で、財政力指数に関しては、昨年と同じ0.32ということで、特に経常収支比率が99.8%が99.3%で0.5%の改善をされているという状況の中で、今いろんな工事をされています。どちらかというと、借金が増えていて起債の支払いが増えている状況ではないかなというふうに思うんです。

それでいくと、実質公債比率が改善されていて、経常収支比率が改善されていくというような状況がちょっと分からぬ部分があって、なぜ今年度がこのような状況が起きたのか、どの部分で改善をされたから経常収支比率がよくなつたのか、この数字の分析というか、その説明をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（塩田 文男君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。先ほどの決算数値の改善ということでございますけども、経常収支比率につきましては0.5ポイントほど改善されておりますが、こちらにつきましては、普通交付税の増額が約1億円ほどあっております。そして歳出、経常収入については、交付税のほうが増額ということで増になっております。

公債比率につきましては、現在大型事業は進んでおりますが、前28年度にしました保育園、

第2液肥、中学校等はまだ残っておりますが、その他の起債のほうが終了したのがかなりあるというところで減っております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 古いというか、前の借金が起債がなくなっていました。新たに残った部分もあるけど、その分で起債が減っていっているというふうな説明だったと思うんです。今現時点でもまだ始まっていない起債があるんだろうと思うんです。今の説明でいくと、多分庁舎、図書館、新たに建てる中学校ということを考えると、その不安材料は残るのかなというふうに思うんです。

それでもう一つ、その状況の中で経常収支比率が0.5%改善した一つの一番大きな要因は、普通交付税の増額が多かった。普通交付税の増額がなければかなり厳しい状況にあったのかな、約1億円という話でしたから、それから逆算していくと0.5%以上の例えばその金額がなかつたら、0.5%の改善では済まなかったのかな、もしかしたら昨年よりももっと悪い状況になっていたんじゃないかなというふうに思うんです。

たまたま普通交付税が多かったという、その普通交付税が多かったというたまたまなのか、その普通交付税というのが何らかの要因で増えていったのか、今後のこともありますんで、普通交付税の約1億円が増えた要因が何なのかが分かれば教えてください。

○議長（塩田 文男君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。普通交付税の増につきましては、国の収入の税金が上がったので、総体的なパイが増えておるところでございます。それと、築上町におきましてだけではございませんけども、職員の人事費の人件費の人勧関係等が昨年増えておりますので、その分の見返りがあったというところでございます。

あと、先ほど起債のほうがどんどん減っておるということを申し上げましたが、そちらにつきましては交付税措置率の高い分がまだ残っておりますので、交付税措置が低い分が減って、交付税措置が高い分がまだ残っておりますので、その分の交付税も昨年に比べてれば若干公債費算入の分が増えているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 今の説明でいくと、交付税措置というのが一つは合併特例債、もう一つは過疎債という部分が昔と比べてそのウエートが増えていって、普通の一般的な起債が減ってきてているというところで、交付金算入があるということで改善もされているのかなというふうに思います。よその町にない有利な借金ができているということが、築上町に反映している

状況だろうと思うんです。

ただ、大型事業の金額が大きくなれば、普通交付税が大きくなったところで、起債の金額が増えれば増えるほど負担はかかるくるんではないかなというふうに思うんです。

それで、一般質問も出していますが、ここで簡単に答えていただければ、一般質問で詳しくまた質問しますが、そういうふうなことを踏まえれば、経常収支比率が、今年度0.5%改善しましたけど、今後改善を見込める状況にあるのかないのか、これだけちょっと回答をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（塩田 文男君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。御質問につきましては、今後大型事業が増えるというところで、公債比率等が増えるという御質問かと思いますけども、確かに令和7年・8年度につきましてかなり公債費が増える、起債残高が増えるということになっております。こちらにつきましては、ピークとしましては令和の10年度がピークになろうかと考えておりますので、その後につきまして、その中でこういう行財政改革も計画しておりますので、その中でこの2年間をしのぐというような形になろうかと思います。

以上でございます。（「経常収支比率」と呼ぶ者あり）

経常収支比率も同じような状況でございます。普通建設事業が増えておりまして、逆に経常収支比率につきましては、普通建設事業が多くなればその分が減るというような形になりますけども、その後、維持費が若干ちょっと多くなりますので、今後ちょっと大きくなります。その分につきましては、小中学校の統合とかございますので、人件費等の削減が徐々に効果が現れてくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。ほかにないですか。田村議員。

○議員（3番 田村 紘貴君） 1点、不納欠損についてちょっと聞きたいと思います。

2ページの上のほうに恐らく933万2,904円とあるんですけど、令和5年度に比べると若干減ったのかなと思うんですけど、とはいって、900万円という結構大きな額だと思うので、これについて町としてはどういう考え方を持っているのかをお聞きしたいと思います。

また、こういう不納欠損という状態になる前に、しっかりと納税していただくためにどういう対策をしているのか、その点もお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 田村税務課長。

○税務課長（田村 貴志君） 税務課、田村でございます。不納欠損の関係でございますけど、減らすためにどのようなことをしているかといいますと、まず納付がない場合は納期限後20日以内に督促を発送しております。督促状発送後でも納付がない場合については、催告書を発送して

おります。催告書を発送して反応があった場合は、納税相談をして分納の誓約を結んで納税の完納を目指してもらっています。催告書を発送しても反応がない場合は、預貯金や給与、生命保険などの財産調査を行いまして、財産があれば差し押さえて滞納金に充当しているというところでございます。また、家宅捜索なども行いまして、差し押された物品を公売会などで換価して滞納額に充てたりもしております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 不納欠損をするのは税務課が非常に多くございますけど、他の課についても若干不納欠損がございますが、これは時効になった場合がほとんど全てでございます。

税については5年間何もしなければ時効になる。それから、しても払ってもらえなければ時効になるという形になりますし、それとあと、生活困窮者で生活保護に陥った場合にはすぐに不納欠損を行うという形になりますし、他の会計についても、なかなかやっぱり生活困窮者で払えないで、これはもう本当に時効の期間は短こうございます。たしか2年だったと思いますけど――2年か3年かと思いますけど、税は5年という長い時効期間が違いますけれど、時効期間が短い分でなかなか転出をした人とかそういう人々がなかなか収納し難いと、こういう形がございますんで、やむを得ず時効が来た者については不納欠損に落とさざるを得ないと、こういう状況になっておるわけでございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 田村議員。

○議員（3番 田村 紘貴君） ありがとうございます。いろんな理由で払えないところもあると思うんですけど、私が一番言いたいのは、歳入の約3割から4割を町税占めていると思いますので、その確保はしっかりと努めていただきたいなと思いますし、何より正しく税金を払っている人からすると不公平感なり感じると思いますので、大変だとは思うんですけど、今後もしっかりと滞納整理、しっかりと進めていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。宗議員。

○議員（4番 宗 裕君） ふるさと納税に関して質問させていただきます。

議案書では51ページから52ページのところに財産収入、特定寄附金で、ふるさと納税で2億5,216万7,000円、ほかに企業版ふるさと納税で50万円の収入が記載されております。これに関して3点ほど教えてください。

大ざっぱに言うと2億5,000万円程度の寄附金があったわけですが、ふるさと納税は返礼品やポータルサイト等への業務委託料がありますから、実質的な収入、言わば差し引いた実質的

な収入はこれより大分少ないとと思うので、実質的には町の財政に幾らぐらいプラスになっているのか、これが1点目です。

2点目は、本年度はほぼ予算計上が2億7,000万円と少しでしたから、予算計上に近い、目標に近い2億5,000万円の寄附金が集まっているようですが、たしか本年度、ちょっとこれ決算の質問から逸脱するかもしれませんけど、本年度予算ではかなり増額されていたと、予算がされていたと思うんで、今後のふるさと納税の見込みを分かれば教えてください。

最後に、附属資料のどこだったかな、84ページです、ふるさと応援基金事業、ここに返礼品の数を増やし、寄附額増額に努めたって書いていますから、これは寄附額ではなくてふるさと納税に関連しての経費のほうの説明だと思うんですけども、ここに本年度の寄附額が、令和6年度は2億5,216万7,000円と、この決算書と同じ数字があるんですが、右の欄の予算の執行の実績のとこに基金積立額で同じく2億5,216万7,000円って書いてあるんです。

ですから、収入全額を基金に積み立てたような記載になっているんですが、議案書で言うと260ページの基金の増減表を見ると、ふるさと応援基金は差引増減額は1億2,925万円程度になっているんで、何か金額が違うんですよね。これどっちの金額が正しいのか。

以上3点、説明をお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 首藤まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（首藤 裕幸君） まちづくり振興課、首藤でございます。ただいまの宗議員の御質問に答えさせていただきます。

ふるさと納税で実際の実入りがどのくらいになるのかということですが、国の制度上、返礼品やその他経費に係るのは5割以内に、返礼品は3割以内に抑えることということがルールがございますので、ざくっと言えば5割が町の実入りになると考えていただいて結構だと思います。

先ほど御指摘していただきました決算附属資料のほうでございます。決算附属資料のこの収入額、施策の成果のところに書いているのが実際のふるさと納税の寄附金額で、その横の報償費というのが返礼品の額になっておりますので、役務費や委託料、使用料というのがその他に係る業務委託をしておりますので、その経費やホームページ等の使用料とかということになっております。なので、その差し引いた額が町の実入りというふうに。あとは本当は町の人事費等もかかることが多いですが、それを差し引いた分が町の実入りとなっております。

まちづくり振興課からは以上です。

○議長（塩田 文男君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。ふるさと納税で入ってきた分につきまして、基金の積立てにつきましては企画財政課のほうで実施をしております。申し訳ございません。この相違額ですけども、今手元にちょっと資料ございませんので、後ほど調べまし

て御報告させていただきます。

以上です。

○議員（4番 宗 裕君） 資料ないって議案書がないの。

○企画財政課長（椎野 満博君） 議案書はありますけども、この差額がどういう理由なのかが資料がありませんので、今すぐには回答できません。

以上でございます。後ほど調べまして御報告させていただきます。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。（発言する者あり）

ちょうどいいけ、休憩しようか。ここで、一旦休憩します。

午前10時43分休憩

.....  
午前10時54分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、会議を再開いたします。

先ほどの続きからといたします。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。数字につきまして即答できず申し訳ございません。調べましたところ、決算書の52ページのふるさと納税収入額2億5,216万7,000円に対して、決算書の248ページでございます、ふるさと応援基金積立金が2億4,200万6,662円となっております。こちらの差額につきましては、ふるさと納税をする方の意思、目的がございまして、その中に旧蔵内邸に関するこに使ってほしいという方がございまして、その分につきましては、決算書の248ページの一番下にございます旧蔵内邸保存基金というのがございまして、そちらのほうに積み立てております。その分が1,061万2,859円になっておりまして、2つ合わせますと、2億5,261万9,521円となっておりまして、こちらも数字的に乖離ございますけども、その差額につきましては、基金積立額のほうが収入額より多くなっております、その差額が45万2,251円となっております。こちらにつきましては、基金の利子分も合わせて積み立てておりますので、積立金のほうが多くなっておるというところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（4番 宗 裕君） 今、説明で260ページの説明もされたと思うんだけど、課長は260ページと言わなかつたですよね。それだと聞いている皆さんのが分かりにくいと思うんで、的確な説明をお願いいたします。

それと、私が尋ねたことの回答が1つございません。附属資料の84ページに基金積立額ということで、寄附金額と同額の金額が予算執行の実績に上げられているんですよ。今の説明を聞く

と、ここに基金積立額で寄附金額と同額の金額が上げられていることは、全く説明がなかったと思うんで理解できないんですけれども。附属資料の84ページの基金積立額2億5,216万7,000円、これがどういう意味で、なぜここに記載されているのかを説明お願ひいたします。

○議長（塩田 文男君） 首藤まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（首藤 裕幸君） まちづくり振興課の首藤でございます。ただいまの宗議員の御質問でございます。申し訳ございません。決算附属資料の84ページの主要施策のほうは、当課のほうで作成をさせていただいております。当課のほうでは、先ほど財政課長が言ったような利息分とかが把握しておりませんので、あくまで収入金をそのまま積み立てたということで、こういった書き方をさせていただいておりましたので、今後ちょっと書き方等について改めるなり、どうか検討したいと思います。そこについては、申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。決算書の260ページの説明ということですかね。260ページの分でございますけども、基金の積立額が示されております。そちらにつきましては、項目の番号を振っていますけども、13番のふるさと応援基金が積立額が2億4,200万6,662円で、18番目の旧蔵内邸保存基金が1,061万2,859円となっております。合計しますと、2億5,261万9,521円となっております。こちらの分で応援基金との収入の差額でございますが、先ほど申しましたとおり、利子がつきますので、それを案分しまして、差額の利子分が45万2,251円を合わせて積立てているところでございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 首藤課長、2億5,000といった、書き方がどうちゅうたけど、実際、数字はどうなれちゅうことなの。（発言する者あり）首藤まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（首藤 裕幸君） まちづくり振興課の首藤でございます。当課が所管しているふるさと納税として入ってきたものから基金として積み立てた額としては、これで正解でございます。企画財政課のほうで、今までの利息等を合わせて基金として再度積み立てるので、当課の事業としては、この額が積立額となります。

以上です。

○議員（14番 武道 修司君） 基金積立額やなくて、ふるさと納税の納税額ということでしょう、違う。それを基金にするちゅうたときに変わってくるだけで、基金ちゅう、そこまでないよ。積立金じゃないよ。積立額じゃないよ。処理はそういうふうにするかもしれんけど、全体的な積立額というのは、企画財政課のほうで処理したのは（聴取不能）。ここに書くんであれば、基金

積立額じゃなくて、ふるさと納税額と書かんといけんのやないですか。

○議長（塩田 文男君） ちょっと待って。何かタウンミーティング的になってきた。首藤課長。

○まちづくり振興課長（首藤 裕幸君） 度々すみません、まちづくり振興課の首藤でございます。

申し訳ございません。そういう御指摘を受けたので、来年度からはこの基金積立額という項目を外そうかと思って、その横のほうには納税額は載せておりますので、同じ額の繰り返しになつておりますので、来年度以降、改めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（4番 宗 裕君） あえて苦言を呈させていただきます。今、百条委員会でも極めて問題のある不適正、ずさんな事務処理、とにかく書類がめちゃくちゃということが明らかになりつつあるんですけど、今の説明や事務処理も同じ問題を感じます。

例えば、基金の積立ての事務処理は、まちづくり振興課長が行っているんじゃないと思うんですね。ふるさと納税の収納等その経費は、まちづくり振興課長がやっているでしょうけど、基金の積立ては、企画財政課が責任持ってやっているんじゃないかと思うんですよね。それなのに、まちづくり振興課長が、自分の所管ではない基金の積立てについて、さも自分の仕事のように答えて、これで正しいってみたいな説明。確かに説明をよく聞くと、これ基金全額ではないから、基金の一部という意味だと間違いないけど、こういう書き方をしたら、この金額が基金に積み立てたんだろうとみんな誤解しますから、そういう説明をされたんだと思うけど、そもそも基金に積み立てたのはまちづくり振興課長ではありませんから、何で基金の積立額について、まちづくり振興課長が答えるか。それは当然、基金の積立ての担当の所管と協議して確認してこういうふうに書くべきだし。ですから、要は横の連携ができていないんですよね。ですから、まちづくり振興課長の説明も必ずしも間違いないけど、そういう説明をされればされるほど訳が分からなくなるみたいな感じで、何でそういうふうに所管ごとの横の連携ができていないのか。みんなで一緒に同じ一つの決算書をつくっていこうという、そういう仕事ができないのか。これは町長に答えてもらいましょう。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 所管同士話し合っていて、それぞれ自分の考え方を私は課長が述べたというふうに思っておりますし、別に決算には私は間違いないということで確信しておりますんで、説明のしようがちょっとまずかったかなという気持ちもありますけど、これで私は、この決算は正しく決算処理が行われておると、このように私は思っておりますんで、どうぞ皆さんよろしくお願いします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。ほか。今富議員。

○議員（2番 今富 義昭君） 決算なんでちょっと質問はするつもりはなかったんですけど、決算の不用額の合計があまりにちょっと大きかったんで、全体で7ページで10億9,500万円が不用額になっていたんですね。中身いろいろと不用額を見た中で、所管外の関係で結構な額が不用額になっているんで、そのところを聞かせてもらいたいんですけど、件数が10件ほどあるんですね。これ一遍でいいですか。一応、民生費と環境費のところが、それぞれ5件お伺いしたいんですけど、よろしいですか。

まず、116ページ、民生費の扶助費1,307万2,877円。この不用は何の事業の関係でこれだけの額が余ったのかということ。

それと、次が130ページ、18節の負担金補助及び交付金の4,682万9,418円。これも事業となぜ余ったのか。

次に134ページ、19節扶助費5,488万5,643円。

次に140ページ、児童福祉施設費の委託料662万4,976円。

それと次のページ、142ページ、児童福祉運営費の委託料842万8,558円。

次が衛生費、150ページ、負担金補助及び交付金の809万8,000円。

次に152ページ、需用費の873万9,456円。これからあと需用費が4件ありますんで、その需用費の関係については、これは補助事業に対しての需用費なのか、一般財源の需用費なのかというところも含めて。

次に、154ページの需用費1,428万3,477円。

次に156ページ、需用費の525万4,017円。それと、委託料614万1,097円。

次に158ページ、これも需用費ですね、1,241万4,866円。

以上の10件について、どういう事業で、なぜこのような不用額が出たのかというところをお尋ねいたします。

○議長（塩田 文男君） 吉川保険福祉課長。

○保険福祉課長（吉川 千保君） 保険福祉課の吉川でございます。申し訳ございません。ちょっと件数が多くて拾えていないところがございますが、全体といたしまして、保険福祉課所管の民生費の扶助費につきましては、前年の実績によって予算計上しておりますので、その年によってやはり実績が変わってまいりますので、桁の多い不用額が出ておることと考えております。

具体的な事業というところでございますが、例えば、130ページから参ります。130ページの3款1項10目介護保険費18節負担金補助及び交付金、不用額が4,682万9,418円となっておりますが、こちらは、介護保険広域連合の負担金のものによるものと考えております。これ1点でよろしいですかね。すみません。以上です。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 不用額調書の60ページに、不用額調書ということで、大きいのは多分ここに入ってると思うんで、御参考していただければ、理由も書いておりますんで、それを見てちょっと参考にしてください。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 今富議員。

○議員（2番 今富 義昭君） 附属資料の中であらかたのことは書いているんですけど、その分が補助事業の対象であって、財政に影響があるとか、そういうところがちょっと知りたかったんですね。内容いかんも必要なんんですけど、そのところですね。

民生費の関係については、そもそもの人口減少とか、そこら辺の関係が結構大きな要因にはなっていると思うんですけど、環境費の需用費関係のこの需用費でこれだけの額が不用額となるのが、ちょっと何でだろうと思っていますんで、そのところをお願いしたいと思います。

○議長（塩田 文男君） 西田住民生活課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 住民生活課、西田でございます。すみません、ページですね、154ページになります。資源リサイクル費です。需用費になります。これにつきましては、資源リサイクル、うちのほうのリサイクル施設、それと、たしか液肥のほうもちょっと一緒に合算してこのリサイクル施設のほうに入っております。主に大きなところは、施設修繕になります。大きな施設修繕に対して、うちのほうでリサイクル施設に関する件が、ここに施設修繕費2,216万294円は、下から3段目ぐらいですかね上がっていますけど、うちのほうの管轄であるリサイクル施設については、116万6,980円になっております。液肥の施設が産業課のほうになりますので、そっちのほうもちょっと合算されて入っているような形になりますので、うちのほうはそういうところで、全体的に修繕費がちょっと出ているんですけど、その辺が全部合算しておりますので、ちょっと分かりづらい形になっております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 今富議員。

○議員（2番 今富 義昭君） これだけの10億円以上の不用額が出るということは、まず予算執行する中で、予算がないないという話言っていますけど、これだけの額が不用額として出るのがなぜかなど首をかしげざるを得ないんで、きっちりとした予算を組んでいただいて執行していただきたいということをお願いしまして、終わります。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第1号は、厚生文教、総務産業建設それぞれの常任委員会に付託します。

---

#### **日程第8. 認定第2号**

○議長（塩田 文男君）　日程第8、認定第2号令和6年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　質疑ありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第2号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第9. 認定第3号**

○議長（塩田 文男君）　日程第9、認定第3号令和6年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第3号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第10. 認定第4号**

○議長（塩田 文男君）　日程第10、認定第4号令和6年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第4号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第11. 認定第5号**

○議長（塩田 文男君）　日程第11、認定第5号令和6年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第5号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第12. 認定第6号**

○議長（塩田 文男君） 日程第12、認定第6号令和6年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第6号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第13. 認定第7号**

○議長（塩田 文男君） 日程第13、認定第7号令和6年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第7号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第14. 認定第8号**

○議長（塩田 文男君） 日程第14、認定第8号令和6年度築上町西角田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第8号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第15. 認定第9号**

○議長（塩田 文男君） 日程第15、認定第9号令和6年度築上町葛城財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第9号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第16. 認定第10号**

○議長（塩田 文男君） 日程第16、認定第10号令和6年度築上町上城井財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第10号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第17. 認定第11号**

○議長（塩田 文男君） 日程第17、認定第11号令和6年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第11号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第18. 認定第12号**

○議長（塩田 文男君） 日程第18、認定第12号令和6年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第12号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第19. 議案第92号**

○議長（塩田 文男君） 日程第19、議案第92号築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第92号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第20. 議案第93号

○議長（塩田 文男君） 日程第20、議案第93号築上町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第93号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第21. 議案第94号

○議長（塩田 文男君） 日程第21、議案第94号築上町職員の育児休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第94号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第22. 議案第95号

○議長（塩田 文男君） 日程第22、議案第95号築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 裕君） 議案第95号築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について、質問させていただきます。

まず質問の前に、これは議案第95号ですけど、これからずっと続く17件の議案ですかね、議案第112号船迫窓跡公園条例の一部を改正する条例の制定についてまでは、いわゆる住民が支払う利用料、使用料、手数料等の金額の改定の条例だと思います。

中身を拝見させていただきますと、一部には若干の値下げをしているものが数件、ほんの数件です、二、三件ありましたが、ほとんどは住民負担増を伴う、はつきり言えば手数料や使用料の値上げの条例でございます。ここで提案されて本議会で可決されれば、多分来年度の4月1日か

らは、いろんなあらゆる住民負担が増える。築上町は、私は、既にお金がなくて財政危機の入り口に入っていますから、このような負担増を求めるのはやむを得ないかも知れないとは思っておりますが、ここまでが前置きです。これについてお尋ねします。

築上町が合併してから本日までに、ほとんど使用料や手数料等はずっと据置きで来たと思うんですよ。ごみ袋の料金とか、若干変更があったことはありますけれども、今まで築上町が合併して本日までに、使用料の見直し、手数料の見直しはどんなものがあったのかを教えていただきたいのが1点目。

2点目は、当然このような議案を上げるに当たっては、近隣の情勢や事例も調査していると思うんで教えてください。近隣の京築2市4町で、最近同じような手数料や使用料の値上げが行われた事例があるのかないのか。あれば、その例を教えてください。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 担当課。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。合併時から今までに使用料の値上げがあったかというところでございますけども、こちらにつきましては、消費税が加算されたときに一時期、消費税分は若干ちょっと、全てではございませんけども、その分があったかと思います。

あと近隣の状況でございますけども、こちらにつきましては、近隣の値上げの状況につきましては調査しておりませんが、近隣の現状の分につきましては調査をしております。こちらにつきましては、6月議会の最終日に、全員協議会で御説明いたしました築上町使用料及び手数料見直し方針の中に詳しく記載しておりますので、そちらを御参照いただければと思います。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（4番 宗 裕君） 回答ありがとうございます。ほとんどは消費税非課税だと思いますけど、きっと一部は課税対象の利用料、手数料があるんでしょう。それに関しては、消費税が上がれば、消費税分だけ上るのは当然だと思いますが、今の回答によると、ほとんどが据置きで、実質上げたことはほとんどない。今回が実質初めての値上げ改定だと思います。

それで、ちょっと残念なのは、確かに値上げの根拠になる資料は、配付を受けて説明を受けておりますが、近隣との比較はありましたけれども、近隣が最近、手数料、使用料の改定についてはどのようにやったのかというのは、当然調査をしているかと思ったら、そういう、私は当然、近隣との比較大事ですから住民の感情として、していると思ったら、していませんという回答だったんで、非常に残念です。

今後こういうことは、議会で議論するだけじゃなくて、住民に十分説明して理解を得ることが

大事だと思うので、当然住民感情からすれば、近隣との料金の水準の比較だけじゃなくて、近隣は最近上げているのかどうなのかという、そういう疑問が出てくると思うんで、ぜひ調べていただきたいんですよ。調査するおつもりがあるのかないのかお答えいただきたい。

また、一般質問でも取り上げているんで、また一般質問でも聞きますんで、まずは今日のところは、今後そういう調査をするつもりがあるのかないのか教えてください。近隣の事例の調査です。

○議長（塩田 文男君） あるか、ないか。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。こちら、調査につきましては各課またがりますので、この場で私が調査するかどうかというのは、回答は控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 現状の調査をやって、近隣よりこの料金体制、うちが非常に発足、合併したときに、それ以前の分もちょっと引用してきているんで、非常に古い分からずうっと値上げしていないという状況にあるんで、近隣に合わせようというのが原則ですね。こういう、今回、行財政改革の一環の中で、この値上げしても、そんなに町財政が潤うもんではございませんけれども、やはり利用者負担というもの、これを見なければいけないという考え方もございますんで、そんなに負担に応じるような額じゃないし、若干見直しをさせていただいたという状況でございますし、近隣は私の調べたところでは、以前からこの料金体制で、近隣もほとんど改正はないようでございますけれど、本町が安かったという状況がございますんで、近隣に合わせようかと。こういう考え方で、今回提案をしておる次第でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（4番 宗 裕君） 担当課長からは、調査もしていない、また、分からない、また、するかどうかも自分では判断できないという答弁がありましたが、町長から補足で説明がありました。町長の調査によれば、近隣は値上げの例はないというふうに聞きました。

ただ、近隣との水準の比較も大事ですけれども、それぞれ事情があって今の料金水準になっているわけで、近隣は値上げをした事例がないのに、うちの町が近隣では先行して値上げ。ある意味、先行して値上げということは、うちが一番財政状況が悪くて、一番初めに追い込まれたんだと私はそう思っております。

それで、次の質問です。住民負担に直結する条例、内容なんで、議会に上げてくる前に、議会上げたということは、我々が可決すれば決まるわけですから、議会に上げる前に住民に対する

十分な説明、住民の意見を聞く、周知徹底が必要だと思うんですが、ホームページ等では確かに値上げの理由の資料は公開されているんですが、詳しく住民PRしているような形跡一切ないし、住民がどれぐらい知っているんだろうと思うわけですよ。

ですから、この手数料値上げ、議案が上がってきているんですから、執行部としては方針が正式に決定されたわけですよ。正式に決定して議会に上げてくる前に、今まで住民にホームページ等の告知、そういう一方的な告知はしているかもしれませんけど、積極的に自治会長とか住民に対する告知とか、そういうことは、どんなことを今までやってきて、方針を決定してここに議案を上げてきたのか。今までの住民に対する告知や説明の経緯を教えてください。パブコメとかホームページでやっているのは私も知っていますよ。そういうこと以外の分です。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、日本の社会は直接民主主義ではございません。間接民主主義ということで、議会が住民の代表でございます。その住民の議会の代表が、これが議決によってされるというのは、これが日本の今の原則でございますし、全てが、住民全てをいろんなことをしようしたら、役場の機能麻痺してしまいます。実際ですね。我々は、こういうふうに行政でやつたら正しいだろう、これで何とか行政が運営できるだろうと、そういう信念の下に、この値上げ改正をやるものでございまして、そんなに目くじら立てて住民の意見をという形に全てがですね——本来なら議会の皆さん、それぞれ自分の皆さんの支持者に聞いていただいて、それが賛成か反対かと。それぐらいの判断で否定される分は、私は筋ではなかろうかなと。全てを町に住民の意見を聞け、意見を聞けといったら、それは麻痺をしてしまう。本当に大事な、もうちょっとですね、いろんな形で大事なものがあれば、我々も参考として聞いてまいりますけれども、基本的には執行権がある我々でございますし、それは当然、提案をするというのは、責任を持って提案をやっておるというのが我々執行部でございますんで、全てを住民の意見を聞け聞けという形では——だから、ある程度はホームページ、そういうもので意見を求めて、それが住民の意見だと。そして、ほとんどないんですね、求めて。そういう形の中では、議員の皆さんのが真摯にこの提案に対して御同意をいただくか、同意いただけないかというのを判断していただくのが、私は民主主義だと思っておるところでございますんで、どうぞよろしくお願ひします。（「議長、答えてないよ。どういう説明をしたのかって聞いたので。しないなら、しないって答えてください」と呼ぶ者あり）

○議長（塩田 文男君） 町長、我々の後援会に聞けといったら、議会中間に合わんよ。我々の後援会に、住民代表やけ、意見を聞けといったら、今議会中間に合わんよ、みんな、回答持ってくるまで。ちょっと言い方違うんやない。（「議長がそんな言い方できん」「質問に答えてない（聴取不能）」と呼ぶ者あり）俺がそういう質問が、答えはできんって、どういうこと、それ今。

俺の今の議長の質問に、議長がそういう言い方できんちゅうのは、それを先に答えて。

○町長（新川 久三君） いや、それはね、できんよとか、議長がそういう答えはしちゃいかんよと僕が言っている。

○議長（塩田 文男君） 今、町長が、議員はみんな後援会持つとるから、それを聞いてから声を上げれちゅうたら、じゃあ、みんな聞くよちゅうていうたら、この議会間に合わんよちゅうて言うんよ。そうよ。聞けちゅうたんやけ、聞くやろ、みんな。

○町長（新川 久三君） いいですよ、それで。

○議長（塩田 文男君） じゃあ、間に合わんわ。

○町長（新川 久三君） そんな言い方ないって言うんよ。だから、皆さんはこの問題に対して……（発言する者あり）分かりました。答弁はね……（「適当な発言するけ、そうなる」と呼ぶ者あり）答弁は、公聴会開くなり、そういう形の私は実施はしていないということで、ホームページそれからパブリックコメント等は求めておると、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（4番 宗 裕君） これ4回目になるのかな。町長、あまりにもひどいよ。我々にもほとんど説明も相談もないのよ。それで我々はどうやって意見を聞いて回るんですか。（「したよ、（聴取不能）」と呼ぶ者あり）1回だけ、ちょろっと決まった方針をしただけで。ねえ、一方的な説明を受けただけで。（発言する者あり）だから、ちょっと質問の範囲を逸脱していますけど、今の町長の挑戦的答弁であれば、これは継続審議等にして、今回は議決しないのが我々の責任ということになりますから。私は今後そういう方針で、この議案に関しては議論させていただきます。

最後の質問です。決まった後は説明するんですね。申し訳ないけど、値上げしたと。（「していません」と呼ぶ者あり）決まった後も説明しない。答えてください。

○議長（塩田 文男君） 手を挙げて。新川町長。

○町長（新川 久三君） 原案として、こういうふうに私は料金体制を持っていきたいということで議会のほうに提案をしておると。それが皆さんに、可であれば可決、否であれば否決と、こういう形になりますんで、どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。（発言する者あり）

○議長（塩田 文男君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。この案が通りましたら、全体的な説明会というのはちょっと難しいかと思いますけども、各課において、主な利用者等には丁寧に御説明させていただくことになろうかと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかに。武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 後から聞こうかなと思ったんですけど、これ全部関連しますんで、一番最初に聞いたほうがいいかなということで質問させていただきます。

町長は、都合いいときは住民の声だということをよく言われて、いろんな事業を進めていく。今は、議会民主主義だから、住民の声聞かなくて、議会の判断でいいんだというね。そのときそのときで都合のいい話をされるのかなというふうに思いましたが。

私のほうの質問は、教育長にお聞きします。

今回、前もって説明がなくてというふうに宗議員も言われましたが、少年スポーツクラブや体育協会の関係のところに関しては、前もって丁寧に説明をしていただいたということで、逆にそれが混乱を招いて、いろんな方から、こんな条例をこんな変更を認められるんであれば、議会のほうの議員さんたちは、みんな辞めてもらわないけんとかいう苦情まで来ました。

内容をよく聞くと、減免を今までして、子どもたちがいろんなスポーツの施設を使うときに、減免で金額の少ない金額でいろんな活動ができていた。その減免がなくなるというような、そういうふうに誤解をされるような説明があつて、大変混乱をされて、我々のほうにもそういうような声が上がってきた。住民の声を聞けということで町長も言われましたが、今住民の声は、そういうふうな声が来ているんです。私だけではありません。数多くの議員の皆さんにも、そういうふうな声が来ているということでですね。特に減免です。特に子どもたちのスポーツクラブの減免です。

今の状況でいくと、その減免ができないというふうな状況になっているというふうなことをお聞きしました。今後、その減免をどのような考え方でやっていくのか。また、事務処理、今からどのような過程において、そういうふうな基準的なものを、今からつくっていくのかどうか分かりませんけど、どのような形で進めていきたいのか。それとも、この条例が通ったら、子どもたちにもその負担を増やして、子どもたちに負担をさせて、今までの減免の措置はやらないというふうな方針なのか。その点について教育長、お答えをお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。ただいま、武道議員の御質問の件でございますが、減免につきまして、スポーツ関係について、今後どのような減免をしていくかということを、今後は教育委員会の中で十分協議して、当然子どもたちの健全育成ですとかスポーツ振興、そういうものに係るものにつきましては、現在減免措置を取っておりますが、これをきちんと教育委員会の規則化を図りまして、減免をする方向で今検討中でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） ありがとうございます。減免をする方向で。先日、町長と教育長ともお話をさせてもらったときには、基本的には今までと変わらないというふうな考え方を聞いたわけなんですが、あえて今ここ議場で聞きました。

今からそれをつくっていくというふうな状況の中で、条例が可決をして、この方向で行きますよ。でも、減免の内容については、今からつくります。今からつくってそれが提示された段階で、我々が納得いかない、これはというふうになったときに、今、住民の人たちから、かなり我々のほうにも苦情が来ていますんで、ここで我々に、今、町長が判断をしてもらうというふうなことを言わっていましたが、その減免の方向性とか、子どもたちにどういうふうな負担がかかってくるのか。逆に子どもたちには、どういうふうな負担が逆に減るのか、増えるのか。そこら辺をやはりしっかり精査してやらないといけないのかなというふうに思っているんです。

その減免の方向性、考え方、今、町長、教育長にも前々から聞いているし、今日、今、教育長にもお聞きしましたが、いつぐらいまでに、その減免の方向性というのが出るのか教えていただきたいというふうに思います。

○議長（塩田 文男君） 種子生涯学習課長。

○生涯学習課長（種子 祐彦君） 生涯学習課、種子です。まず減免に関するものは、規則のほうで全体のものを定めさせていただきました。その規則が、今年の10月1日から適用になります。

現在、生涯学習課所管の使用料につきましては、一部規則でうたわれず、別に定めるというのを内規でうたわせて、実施しております。そうなると、現行新たに施行される規則と、内規であれば規則のほうが優先せざるを得ない状況になるため、規則の改正を予定しております。

規則の改正につきましては、9月の末の教育委員会のほうにお諮りし、告示ができればというふうに考えております。

内容につきましては、できるだけ現状と差がないように実施したいとは考えておりますが、先ほど、この条例のほうにもあります利用者の負担、公平性という観点からも、考慮しなくちゃいけない面は一部出てくるかと考えております。

現状の予定としてはそのような形で、早ければ10月1日に、現在課している減免の規定のほうが有効になると、その前までには告示のほうをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 最後ですが、今の話であれば、今月末までにつくって、10月1日から減免の方向性を出していきたい。今減免は既にやっているけど、それがちゃんとした形でできていないから、ちゃんとした形で規則なり規定なりをつくって、そういうところでしっかりととしたやり方でやりたいというふうなことだろうと思うんです。ということは、現時点は、ま

た教育委員会にもかかってもいないし、教育委員会の方向性というのが正式に決まったわけではないということでおろしいですか。

○議長（塩田 文男君） 種子生涯学習課長。

○生涯学習課長（種子 祐彦君） ただいま、武道議員のおっしゃるとおりの現状でございますが、この今ある10月1日から適用される規則につきましては、経過措置がございまして、本年度中に既に決定している減免については、今年度内は維持するということでございます。今言ったスポーツ団体とかは、通年にわたっての申請をいただいておりますので、現状、10月1日からいきなり減免が解除されるかというわけではございませんので、この場で回答したいと考えております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。今富議員。

○議員（2番 今富 義昭君） この使用料、利用料の関係については、第112号まであるんですけど、この分で町内者料金と町外者料金と分けられている施設、それと、町内者、町外者分けられていない施設があるんですけど、この町内者、町外者分けられていない施設については、町内者しか貸さないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（塩田 文男君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。私が答えていいかどうかちょっと分かりかねますが、町内・町外規定されているところは、町外の方にはこの料金、町内の方にはこの料金、規定されていないところは、町内の方も町外の方も一緒の料金ということでございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 今富議員。

○議員（2番 今富 義昭君） それは、なぜ分けない、分けていないのか。今回、あまり大きい金額じゃないんですけど、料金が上がるということで、住民負担が増えるという話が今ありますけど、住民負担を増やす以前で、こういう施設をたくさん利用してもらうためのPRとか利用率の向上を図るほうが先ではないかと思っているんですが、そのところをした上でこの料金を上げるのかというところをお尋ねしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（塩田 文男君） そうじゃね、答えられる。新川町長。

○町長（新川 久三君） 利用率を上げるとか、一応そういう問題も少しあるんですけど、基本的には近隣の状況等々を勘案して、一緒の値段にしたほうがいいだろうという形でやっておるところでございますし、若干近隣とも違うところもございますけどですね。

そして、町外、内外というのは従前の形の中で決めておるんで、今度の条例改正案の中では、

新たに町外、それから町内と区分けをした形はないということで、従前から町内・町外という形で区分けしたのが全部じゃないかなと私は思っておるんで、その区分けは、今やつてもちょっとどうだろうかと思っておるんで、していないわけでございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 各委員会で決めてください。ほかないですか。工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） この使用料に関して、全体的なことで皆さん質問をしているので、私もしたいですね。住民からは、町長、まず自分たちがどういう行革をしたか示してくれと。それもなしで、いきなり使用料上げたりとかということには、やっぱり納得いっていない住民がたくさんいます。一般質問でもしますが、これを上げることでどれだけ財政が好転するのかということをまず示さないと、ただ近隣がどうだとかというのは、全然問題外だと思う。近隣は近隣でいいじゃないですか。築上町は築上町で安けりや安いでいいじゃないですか。そういう努力を今までしてきたわけですから。そこはうちの特徴としてですね、別に近隣と合わせる必要はないと思うし。

まず、単純に聞きますけど、皆さん、これに至るまでどんな改革をしてきたんですか。それでも足りないから、こういうことをするというのがやはりあると思うんですね。いつも町長には耳の痛いことですが、立派な図書館に10億円もかけたり、今度、小中一貫校を建てたりとかということをしているのに、何でこんな細かいことをするのという声もやはりたくさん耳に入りますよ。

まず、これを上げる経緯というのは、今まで上げていなかったというのは分かりますけども、まず、町当局でどんな改革をやってきた、結果がこうだったかという説明だけでいいです。あとはまた一般質問ですし、どういう効果があるのかってことぐらいの説明をお願いします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この改正は、基本的には行財政改革の一環という形の中で提案をしておるところでございますし、まだまだ改革は多々ございます。そういう形の中で、一応そういう形で行財政改革。金額にすれば私は微々たるものだと思いますけど、大きな事業を1つやめれば、それは当然一般財源の歳出は減ってくるわけでございます。しかし、町民に目いっぱい、やはり町民にいい生活をもらう、それから、十分な築上町に住んでいてよかったという形のものをしてもらえば、この値上げはちょっと了解してもらえるんじやなかろうかなという形で、現在提案しておるわけでございますし、まして住民生活においても、そんなに、何といいますか——そして減免措置も、先ほど言った、現在利用している方は、大体それに準用できるような減免はやつていくという形になりますし、そのところは御理解していただきながら、私は御審議をしていただければありがたいかなと思っておるところでございます。

そういう形の中で、行財政改革が、まず一つの何といいますか、公共料金の見直しをやっていくという形の中で提案があって、今までやってきたことをやろうかという決断に至った次第でございますし、そこのところは御理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 行政改革は、まず中からじゃないですか、町長。町民に負担を強いることが行政改革の一つかもしれませんけど、まず中からきっちと示して、皆さんに理解をしてもらうというのが通常ではないかなと思います。町長のほうから、中でこういう改革をしてこうやっているというのもあまり聞こえていませんし、この議案を皆さんはどう考えるか分かりませんが、本当に小っちゃな金額でも本当大変だなという意見もございますよ。町長にとってはこれぐらいという金額かもしれませんけども、やはり生活にいっぱいの方もいますし。ということを考えると、この値上げというのは非常に負担が多いという声も聞こえますので、本当にまだまだ、これを出すのは、僕は時期尚早だと思っております。まずは皆さんの改革を示してから、この条例は提案していただきたいと思います。

終わります。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第95号は、厚生文教、総務産業建設それぞれの委員会に付託いたします。

時間もお昼迫っておりました。ここでお昼を、午後からにしたいと思います。（発言する者あり） それでは、ちょっとスピード上げていきますよ。

---

### 日程第23. 議案第96号

○議長（塩田 文男君） 日程第23、議案第96号築上町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第96号は、厚生文教、総務産業建設それぞれの常任委員会に付託します。

#### **日程第24. 議案第97号**

○議長（塩田 文男君）　日程第24、議案第97号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第97号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第25. 議案第98号**

○議長（塩田 文男君）　日程第25、議案第98号築上町社会福祉センターの条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第98号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第26. 議案第99号**

○議長（塩田 文男君）　日程第26、議案第99号築上町椎田人権センター及び築城人権センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第99号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第27. 議案第100号**

○議長（塩田 文男君）　日程第27、議案第100号築上町保健センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第100号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

### **日程第28. 議案第101号**

○議長（塩田 文男君）　日程第28、議案第101号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

議題となっています議案第101号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

### **日程第29. 議案第102号**

○議長（塩田 文男君）　日程第29、議案第102号築上町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第102号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

### **日程第30. 議案第103号**

○議長（塩田 文男君）　日程第30、議案第103号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第103号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

### **日程第31. 議案第104号**

○議長（塩田 文男君）　日程第31、議案第104号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第104号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

### **日程第32. 議案第105号**

○議長（塩田 文男君）　日程第32、議案第105号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第105号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

### **日程第33. 議案第106号**

○議長（塩田 文男君）　日程第33、議案第106号築上町椎田学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第106号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

### **日程第34. 議案第107号**

○議長（塩田 文男君）　日程第34、議案第107号築上町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第107号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

### **日程第35. 議案第108号**

○議長（塩田 文男君）　日程第35、議案第108号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第108号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

### **日程第36. 議案第109号**

○議長（塩田 文男君）　日程第36、議案第109号築上町海洋センタ一条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第109号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

### **日程第37. 議案第110号**

○議長（塩田 文男君）　日程第37、議案第110号築上町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第110号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

### **日程第38. 議案第111号**

○議長（塩田 文男君）　日程第38、議案第111号築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第111号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

### **日程第39. 議案第112号**

○議長（塩田 文男君）　日程第39、議案第112号船迫窓跡公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第112号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### **日程第40. 議案第113号**

○議長（塩田 文男君）　日程第40、議案第113号築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第113号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第41. 議案第114号**

○議長（塩田 文男君）　日程第41、議案第114号築上町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君）　ただいま議題となっています議案第114号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### **日程第42. 議案第115号**

○議長（塩田 文男君）　日程第42、議案第115号町道路線の廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 裕君）　議案第115号町道路線の廃止について質問させていただきます。  
この廃止対象になっている町道ですが、関連資料の図面を見ると、全て、県営安武4地区の土地改良事業の区域内にある町道だと思います。

それで、まず県営安武4地区の、これは県営ですけど、土地改良事業の今どこまで進捗しているから、この町道廃止議案が上がってきたのか。県営の土地改良事業ではありますが、事業の進捗状況を教えていただきたいのと。

これは土地改良事業ですから、細かい田んぼを換地と入れ替えて、大区画化整備して、新しくまた土地改良事業で農道、道路が造られるんだろうと思います。新しく道路ができれば、再びその新しい道路が町道になって認定されるんだと思いますけど、そういう理解でいいのか。その2点、説明をお願いいたします。

○議長（塩田 文男君）　北代産業課長。

○産業課長（北代 幸介君）　産業課の北代です。ただいま宗議員から質問のあった件でございますが、基盤整備ですね、進捗状況としましては、令和7年度から、今、安武地区3工区に分けて

事業を進めております。今、A工区、B工区、C工区分かれていますけど、今年度につきましてはA工区ですね。行橋農林事務所のほうで工事を3本に分けて工事を発注して、事業を遂行する予定でございます。

今後、B工区、C工区につきましても、実施設計等終わった後、引き続き工事をやっていって、計画では令和10年度ですね、暗排工事まで含めたところで、工事自体は令和10年度で完成する予定でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課、神崎でございます。完成後の町道の認定関係についてでございますが、完成後になりますけども、町道に認定するものもあれば、今時点では、最後の道路の線形等がまだ分かりませんので、町道であったり、農道であったりになるかもしれません。

以上です。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第115号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

これで、本日の議案質疑及び委員会付託を終了いたします。

---

○議長（塩田 文男君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後0時02分散会

---